

# 治療中患者情報ご提供の流れ

## 治療中の医療機関から共済組合に情報提供をいただきます

(提供情報は、特定健康診査の健診項目の情報に限ります。)

治療中の医療機関に、平成30年12月31日までにお申出ください。

### ①治療中の医療機関は

情報提供のできる医療機関

・滋賀県内の殆どの医療機関  
別添「平成30年度 実施機関一覧表」のとおりです。

情報提供のできない医療機関

・滋賀県外の医療機関  
・県立成人病センターなどの一部の滋賀県内医療機関

・特定健康診査受診券  
・治療中患者情報提供票  
・治療中患者情報提供請求書  
を医療機関に提出ください。

情報提供不可のため、別途、特定健診の受診をお願いします。

### ②治療中に行った検査項目が

特定健康診査の健診項目を満たしている場合

特定健康診査の健診項目を満たしていない場合

・医療機関から共済組合へ治療中患者情報提供票により情報提供されます。  
  
・医療機関から情報提供者に治療中患者情報提供票の写しが交付されます。

情報不足のため提供不可となりますので、別途、特定健診の受診をお願いします。

## 治療中の医療機関に持参するもの

・特定健康診査受診券  
・治療中患者情報提供票  
・治療中患者情報提供請求書

+

・組合員被扶養者証  
・任意継続組合員証  
・任意継続組合員被扶養者証 のいずれか